

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、児童手当(特例給付)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 申請者から、窓口、郵送により申請書類を受領し、審査結果等について、郵送で申請者に通知する。サービス検索・電子申請機能により申請された場合は、電子申請データを申請管理システムにより基幹システムに取り込み、審査結果等について、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。各種請求に対する資格要件等の確認、地方税情報照会、年金情報照会、公金受取口座情報の管理等について、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	児童手当等システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表項番81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第22条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 青山 秀樹	子育て支援課長 平井 隆文	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 平井 隆文	子育て支援課長 嶋崎 広高	事後	
平成29年5月29日	I-1-② 事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。申請者から、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により申請書類を受領し、審査結果等について、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で申請者に通知する。	事前	
平成29年5月29日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー	児童手当システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 嶋崎 広高	子育て支援課長 山口 留美子	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	子育て支援課長 山口 留美子	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-2 特定個人情報の入手	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-3 特定個人情報の使用	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-8 監査	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	(項目なし)	項目追加	事後	
令和1年11月20日	公表日	平成27年5月29日	令和1年11月20日	事前	規則第15条に基づく再実施
令和1年11月20日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	児童手当システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	規則第15条に基づく再実施
令和1年11月20日	II-1 対象人数	平成27年3月19日	令和1年11月20日	事前	規則第15条に基づく再実施
令和1年11月20日	II-2 取扱者数	平成27年3月19日	令和1年11月20日	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年4月1日	II-1 対象人数	令和1年11月20日時点	令和3年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	令和1年11月20日時点 500人以上	令和3年4月1日時点 500人未満	事前	規則第15条に基づく再実施
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和4年4月1日	II-1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和5年4月1日	I-1 ② 事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。申請者から、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により申請書類を受領し、審査結果等について、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で申請者に通知する。	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。申請者から、窓口、郵送により申請書類を受領し、審査結果等について、郵送で申請者に通知する。サービス検索・電子申請機能により申請された場合は、電子申請データを申請管理システムにより基幹システムに取り込み、審査結果等について、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。各種請求に対する資格要件等の確認、地方税情報照会、年金情報照会、公金受取口座情報の管理等について、特定個人情報を取り扱う。	事前	規則第15条に基づく再実施
令和5年4月1日	I-1 ③ システムの名称	児童手当システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	児童手当システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	規則第15条に基づく再実施
令和5年4月1日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和5年4月1日	II-1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和6年4月1日	I-1 ② 事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。申請者から、窓口、郵送により申請書類を受領し、審査結果等について、郵送で申請者に通知する。サービス検索・電子申請機能により申請された場合は、電子申請データを申請管理システムにより基幹システムに取り込み、審査結果等について、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。各種請求に対する資格要件等の確認、地方税情報照会、年金情報照会、公金受取口座情報の管理等について、特定個人情報を取り扱う。	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。申請者から、窓口、郵送により申請書類を受領し、審査結果等について、郵送で申請者に通知する。サービス検索・電子申請機能により申請された場合は、電子申請データを申請管理システムにより基幹システムに取り込み、審査結果等について、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。各種請求に対する資格要件等の確認、地方税情報照会、年金情報照会、公金受取口座情報の管理等について、特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和6年4月1日	II-2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II-1 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月3日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第一項第56	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第一項第81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和6年9月3日	I-4 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(項番26、30、87) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(項番74、75)	・番号法第22条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	